

平成23年度

決算の概況

市民の皆さんが納めた税金や国・県からの補助金は、市民生活のためにさまざまな形で使われています。決算は、それらのお金が、皆さんの暮らしやまちづくりにとどのように生かされたかをまとめたものです。

一般会計

平成23年度の一般会計決算額は、歳入が203億792万円、歳出が193億9,229万円、当年度における「歳入歳出差引額」は9億1,563万円となりました。

この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた「実質収支」は5億3,567万円となりました。

【歳入】

全体では平成22年度に比べて21億2,872万円（11.7%）の増となりました。

東日本大震災の復旧関連経費として地方交付税・国庫支出金・県支出金が増となり、学校施設整備等に伴い市債などが増となる一方、景気の低迷など

によりゴルフ場利用税交付金など各種交付金が減となりました。

【歳出】

全体では、平成22年度に比べ17億6,802万円（10.0%）の増となりました。厳しい財政状況の中、限られた財源の重点的配分を行うとともに、経費の一層の削減など財政の健全化に努めながら、「子供たち、お年寄りが安心して生きる喜びを分かち合えるまち」の実現に向け、保健・医療・福祉、教育・文化、産業、生活環境、社会基盤の各分野について種々の施策を推進してきました。特に平成23年度は東日本大震災に伴う、災害復旧費が大幅に増加しています。

特別会計・企業会計

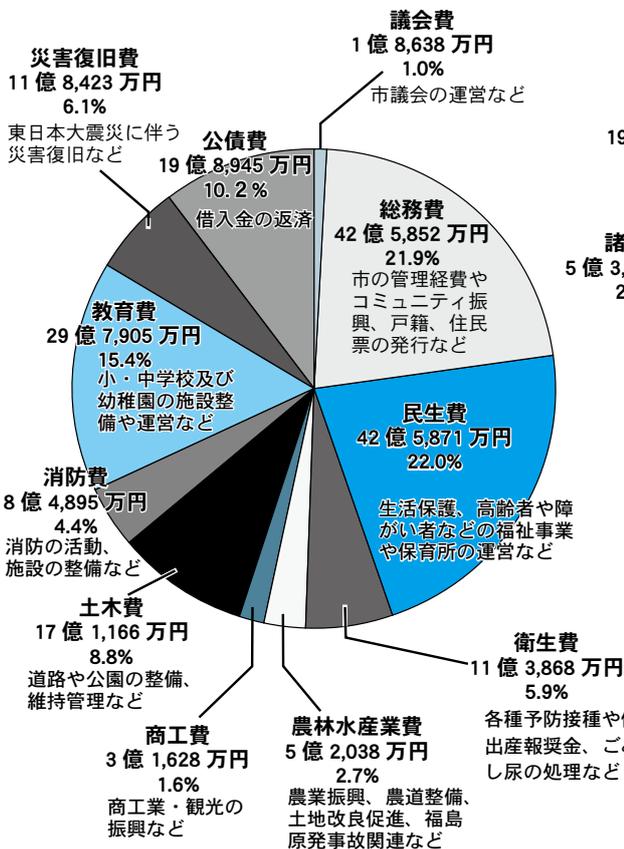
一般会計のほかに、特定の事業を行うための7つの「特別会計」と、地方公営企業法を適用している「水道事業会計」があります。

「特別会計」と「水道事業会計」の収益的収支を併せた決算額は、歳入総額105億8,248万円、歳出総額103億8,139万円、差引2億109万円となりました。

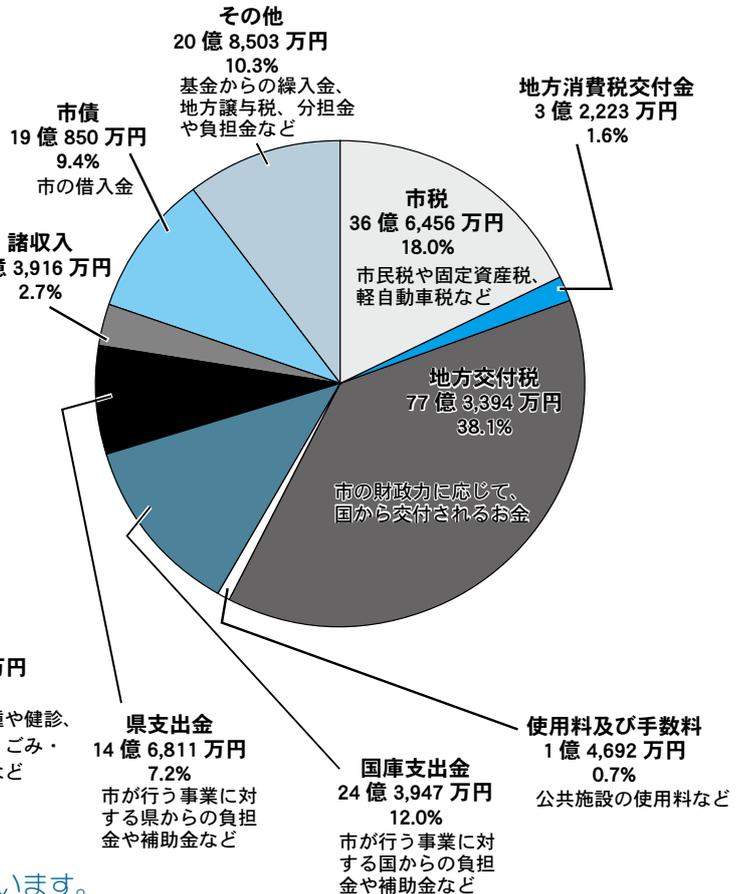
【問い合わせ】 財政課（麻生庁舎）

☎0299(72)0811

一般会計歳出 193億9,229万円



一般会計歳入 203億792万円



※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

特別会計・企業会計決算額

会計区分	歳入決算額 主な項目	歳出決算額 主な項目	歳入歳出差引残金
国民健康保険	50億9,920万円 国民健康保険税、国庫支出金、共同事業交付金、前期高齢者交付金など	50億7,735万円 保険給付金、前期高齢者納付金、共同事業拠出金、介護納付金など	2,185万円
介護保険 (保険事業勘定)	29億4,207万円 保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金など	29億726万円 保険給付費、総務費、地域支援事業費、基金積立金など	3,481万円
介護保険 (サービス事業勘定)	1,002万円 介護予防サービス費収入	956万円 新予防給付事業費など	46万円
後期高齢者医療	2億7,236万円 保険料、繰入金など	2億6,875万円 広域連合会納付金	361万円
農業集落排水事業	3億2,267万円 市債、国庫支出金、県支出金、使用料及び手数料など	2億9,725万円 事業費、公債費、総務費	2,542万円
特定環境保全公共 下水道事業	6億8,689万円 繰入金、使用料及び手数料、市債、国庫支出金など	6億5,963万円 公債費、事業費、総務費など	2,726万円
流域関連公共 下水道事業	4億245万円 繰入金、市債、使用料及び手数料、国庫支出金など	3億6,392万円 公債費、下水道費、維持費、総務費	3,853万円

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

水道事業会計

企業会計である水道事業は、給水などの営業面からみた収支を「収益的収支」、設備など所有財産の面からみた収支を「資本的収支」としていません。

区分	歳入	歳出	差引額
収益的収支	8億4,682万円	7億9,767万円	4,915万円
資本的収支	1,325万円	3億1,489万円	△3億164万円

「資本的収支」の△3億164万円は、過去の施設整備の際に借り入れた起債の元金等です。

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

平成24年度
上半期の

予算執行状況をお知らせします

【問合せ】 財政課(麻生庁舎) ☎ 0299-72-0811

市では、市の財政がどのように運営されているかを市民の皆さんにお知らせするため、予算の執行状況のあらましについて年2回公表しています。今回は平成24年9月30日現在の執行状況についてお知らせします。

歳入

項目	金額	(収入率)
市 税	34億9,621万円 21億2,195万円	60.7%
地方譲与税	2億9,600万円 8,385万円	28.3%
利子割交付金	800万円 306万円	38.3%
配当割交付金	500万円 176万円	35.2%
株式等譲渡所得割交付金	100万円 0万円	0%
地方消費税交付金	3億2,400万円 1億7,635万円	54.4%
ゴルフ場利用税交付金	1億2,600万円 6,583万円	52.2%
自動車取得税交付金	5,800万円 2,522万円	43.5%
地方特例交付金	2,600万円 989万円	38.0%
地方交付税	61億500万円 46億9,097万円	76.8%
交通安全対策特別交付金	300万円 206万円	68.7%
負担金及び基金	1億6,876万円 7,195万円	42.6%
使用料及び手数料	1億3,450万円 7,017万円	52.2%
国庫支出金	23億4,264万円 5億2,387万円	22.4%
県支出金	16億2,471万円 7,678万円	4.7%
財産収入	4,393万円 2,078万円	47.3%
寄附金	50万円 36万円	72.0%
繰入金	11億6,759万円 1,131万円	1.0%
繰越金	8億7,476万円 9億1,563万円	104.7%
諸収入	3億8,462万円 1億8,790万円	48.9%
市債	25億5,390万円 1,770万円	0.7%

一般会計

歳入 予算現額：197億4,412万円
収入済額：90億7,739万円 (46.0%)

歳出 予算現額：197億4,412万円
支出済額：69億3,223万円 (35.1%)

歳出

項目	金額	(執行率)
議会費	1億6,093万円 8,480万円	52.7%
総務費	27億272万円 8億9,954万円	33.3%
民生費	46億9,832万円 14億4,980万円	30.9%
衛生費	11億8,948万円 3億6,114万円	30.4%
農林水産業費	9億2,659万円 2億1,598万円	23.3%
商工費	3億4,710万円 2億518万円	59.1%
土木費	21億1,688万円 4億3,030万円	20.3%
消防費	8億8,263万円 4億5,749万円	51.8%
教育費	41億5,388万円 18億9,738万円	45.7%
災害復旧費	5億7,550万円 1億6,931万円	29.4%
公債費	19億8,014万円 7億6,131万円	38.4%
予備費	995万円 0万円	0%

出資金等の状況

株券	4,420万円
出えん金	4,000万円
出資金	5億9,322万円
寄託金	2,268万円
債権	1,500万円
合計	7億1,510万円

※現在高

市債の状況

一般会計債	170億9,989万円
下水道事業建設債	61億7,092万円
水道建設事業債	40億3,093万円
合計	273億933万円

前年度比9,982万円の減 ※未償還額

基金の状況

財政調整基金	16億8,740万円
減債基金	7億6,085万円
公共施設整備基金	15億3,771万円
なめがた振興基金	6,173万円
揚排水施設維持管理基金	8,543万円
新公共交通運営基金	6,551万円
地域コミュニティ基金	2,307万円
行方市ふるさと応援寄附金基金	273万円
合併振興基金	20億805万円
地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金基金	275万円
復興まちづくり支援事業基金	1億3,200万円
国民健康保険支準備基金	8,137万円
介護給付費準備基金	1億7,524万円
介護従事者処遇改善臨時特例基金	235万円
農業集落排水事業債償還基金	8,441万円
特定環境保全公共下水道事業債償還基金	1,237万円
流域関連公共下水道事業債償還基金	1,136万円
合計	67億3,433万円

前年度比19億7,468万円の増

※数値は、表示単位未満を四捨五入しています。

会計名	収 入			支 出			
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	執行率	
国民健康保険特別会計	52億6,430万円	16億7,648万円	31.8%	52億6,430万円	22億2,345万円	42.2%	
介護保険特別会計	保険事業勘定	29億5,535万円	11億4,639万円	38.8%	29億5,535万円	12億7,395万円	43.1%
	サービス事業勘定	1,006万円	393万円	39.1%	1,006万円	390万円	38.8%
後期高齢者医療特別会計	3億1,690万円	9,892万円	31.2%	3億1,690万円	9,212万円	29.1%	
農業集落排水事業特別会計	1億6,900万円	4,385万円	25.9%	1億6,900万円	4,619万円	27.3%	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4億2,000万円	4,143万円	9.9%	4億2,000万円	1億4,417万円	34.3%	
流域関連公共下水道事業特別会計	3億4,085万円	5,698万円	16.7%	3億4,085万円	1億1,869万円	34.8%	
戸別浄化槽整備事業特別会計	6,500万円	227万円	3.5%	6,500万円	1,115万円	17.2%	
水道事業会計	収益的収支	7億8,040万円	3億5,614万円	45.6%	7億8,040万円	2億3,860万円	30.6%
	資本的収支	1,200万円	558万円	46.5%	4億1,330万円	1億7,216万円	41.7%

住民基本台帳カードを ご存知ですか

総合窓口課

☎0299(55)0111

◇住民基本台帳カード（住基カード）は、高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。

◇住基カードは、希望する人の申請により交付されます。

◇住基カードは、写真なし（Aタイプ）と写真付き（Bタイプ）の2種類です。

※写真付きの住基カードは、本人確認のための公的な身分証明として利用できません。

◇住基カードの有効期間は、10年間です。

◇行方市の場合交付手数料は、1枚

500円です。（但し、申請時満65歳

以上の方は無料）

◇国税電子申告・納税システム（e-Tax）などを利用する際に必要となる「電子証明書」の書き込み（更新を含む）ができます。但し、「電子証明書」の有効期間は3年間です。

住民基本台帳カードを

お持ちの皆様へ

◇法律の改正により、平成24年7月9日以降は住基カードを利用した転出入の手続き及び住基カードの継続利用が可

能になりました。

【転入手続き】

・住基カードの交付を受けている場合は、原則、転出転入の手続きをする際に転出証明書は不要となる取扱い（転入届の特例）になりました。

【継続利用手続き】

・転入届の際に、有効な住基カードを持参し、カードに必要な処理（暗証番号の入力等）を行うことにより、引き続いての使用が可能になります。（電子証明については失効となります。）
・転出予定日から30日以内に、もしくは、転入届届出日から90日以内に継続利用の手続きを行わない場合、住基カードは継続利用できませんのでご注意ください。

住基カードの申請及び住基カードによる転入手続きについては、総合窓口課へお問い合わせください。



《問い合わせ先》総合窓口課

玉造庁舎 0299-550111
麻生庁舎 0299-720811
北浦庁舎 0291-352111

シリーズ 国民健康保険

こんなときには必ず届出を！

◆国保に加入するとき

職場で加入している健康保険を抜けたときは、健康保険資格喪失証明書又は退職証明書を添付して加入届を提出してください。いずれかの健康保険に加入しないと、加入するまでの医療費は全額負担となります。

◆国保を抜けるとき

職場の健康保険に加入したときは、健康保険証と国保の保険証を添付して必ず早期に届出ください。健康保険に加入しても自動的に国保を抜けるわけではないので、手続きをしないと二重加入になってしまいます。保険料（税）を二重に負担していることとなります。また、社会保険に加入しているのに、医療機関などで国保の保険証を使用してしまうと、医療費をあとで返してもらった場合があります。

◆もし、交通事故でケガをしたら・・・

交通事故などで、第三者から傷病を受けたときでも、保険証を使用して治療することができます。交通事故にあつたら、最寄りの警察に届出、国保窓口へ連絡して「第三者傷病届」を提出してください。医療費は加害者が負担するのが原則なので、保険証で治療した医療費については、国保があとから加害者へ請求します。治療を受ける場合は必ず国保へ届出ください。加害者からすでに治療費を受け取っているとき、業務上のケガ、酒酔い運転、無免許などでケガをしたときは保険証は使えません。





「人・農地プラン」

一人と農地の問題解決に向け、 地域で作る未来の設計図

昨年10月、政府は「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」をまとめ、その中で持続可能な強い農業を実現するための戦略として「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」を策定しました。これは「未来の設計図」とも呼ばれ、地域で将来の農業ビジョンや方向性についてプラン化し、実行していくことで人と農地の問題を解決しようとするものです。

「人・農地プラン」に位置づけられると、下記の支援が受けられます。

青年就農給付金（経営開始型）

《給付額》150万円／年（最長5年）

★農業を始めてから経営が安定するまでの間で以下の要件を全て満たす方が対象

- ①原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ②就農する市町村の人・農地プランに位置づけられている方（見込み可）
- ③就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方

※農家子弟の方でも

- ・親とは別の経営をする場合
- ・親の経営から部門を独立させる場合

■申込先 農林水産課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111



農地集積協力金

（農地の提供者への支援）

★人・農地プランに位置づけられた中心経営体への農地集積に協力する方が対象

例えば…離農する農業者・農地の相続人・土地利用型農業から経営転換する農業者など

★人・農地プランに位置づけられた中心経営体の農地の連担化に協力する方が対象

例えば…中心経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者、または借りて耕作していた農業者など

※交付対象者は戸別所得補償制度の加入者である必要があります。

※交付対象者は農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任をする必要があります。

青年就農給付金（準備型）

《給付額》150万円／年（最長2年）

★農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者の方が対象

- ①独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満で農業経営への強い意志を有する方
- ②独立・自営就農または雇用就農を目指す方
- ③研修計画が下記の基準に適合している方
 - ・県が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で1年1200時間以上の研修をすること
 - ・研修終了後1年以内に就農すること

■申込先 行方地域農業改良普及センター（茨城県行方合同庁舎内） ☎ 0299-72-0256

スーパーL資金の当初5年間無利子化 （農業経営基盤強化資金）

★人・農地プランで地域の中心経営体に位置づけられた認定農業者が対象

※上記以外の要件もありますので、
ご注意ください。

税金のお知らせ

今月の税金

固定資産税 第4期
国民健康保険税 第5期
納付期限（口座振替日）
は11月30日です。

不動産公売を実施予定です

市では、平成25年1月に不動産公売を予定しています。詳しい内容は12月号または市ホームページ等でお知らせいたします。

口座振替の方は預貯金残高の確認を！

市税の口座振替日は各税目の納付期限日です。振替できなかった市税の再振替は行いませんので、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。残高不足等により振替不能が継続した場合、口座振替契約を強制的に解除することもあります。

納付期限までに税金を納めないと「滞納」になり、督促手数料や延滞金が加算されます。

【問い合わせ】 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

平成24年分 決算等説明会のお知らせ

税務署では、個人事業者の方を対象として、所得税の決算書・収支内訳書の作成方法や作成に当たっての注意点などについて、次のとおり説明会を開催いたします。

なお、決算書・収支内訳書は所得税の確定申告書に同封（平成25年1月頃発送予定）して送付することとしておりますが、昨年電子申告をされた方には確定申告書、決算書及び収支内訳書ともに送付されません。説明会で使用する資料は、当日、会場で配付いたします。



開催日	開催時間	会場	
12月3日（月）	午後1時30分～	銚田市商工会館	2階会議室
12月4日（火）		鹿嶋市商工会館	3階多目的ホール
12月5日（水）	午後3時30分	潮来市立中央公民館	3階視聴覚室
12月6日（木）		神栖市中央公民館	2階会議室1・2

※講師は税務署職員です。

※説明はすべて同じ内容ですので、どちらの会場に出席していただいても結構です。

※主に営業所得・不動産所得のある方を対象とした説明会ですが、農業所得のみの方がおいでいただいても結構です。

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告に必要がない方を含みます）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

【問い合わせ】 潮来税務署 個人課税第一部門 ☎0299-66-7510